

「社会保障・税番号大綱」に関する意見

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

第2-7-(3). (22~23頁)

「番号制度の導入に伴う各種のメリットを実現していく際には、新たなシステム開発が必要となり、相応のコストが発生せざるをえない。」「番号」を導入するための費用・期間については、一般的に、情報の活用範囲を広くするほど大きく・長くなることや、個人情報保護の仕組みの在り方等で相応の増減があり得ることから、システム等の技術設計や調達に当たっては、費用対効果を十分に踏まえて検討を行う。また、費用を誰がどのように負担するかについて、受益者負担の観点も踏まえつつ、別途検討する必要があること等について、留意する必要がある。」と記載されている箇所について。

●意見内容

番号制度の導入に当たっては、行政のみならず、民間においても相当規模の負担・コストが発生することが予想される。したがって、具体的な制度設計や実務の詳細な検討においては、関係者との事前協議を行い、十分な準備期間の設定を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることとされたい。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

税分野における番号の利用だけでなく、金融機関利用者と金融機関との双方の利便性向上に資する民間における幅広い活用がされることが期待されるもの。

「社会保障・税番号大綱」に関する意見

- 該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

第3-Ⅲ-6-(1)(2). (31~32頁)

「国税/地方税に関する法令の規定に基づき税務署長等/地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用その他番号法の授權に基づく政省令で定める利用」

「具体的には、本人及び税務代理人等が税務署長等/地方公共団体の長に提出する確定申告書/申告書や法定調書等の書類に「番号」を記載することや、このために必要な事務に「番号」を用いることがこれに該当する。」と記載されている箇所について。

- 意見内容

金融機関が、提出する支払調書に番号を記載する前提として、管理するすべての口座に番号を登録することは、すべての既存顧客や株主等から番号の申し出を受けることが必要となり、金融機関の膨大な口座数および全顧客との接触機会に限界がある現状を勘案するに現実的ではない。すべての口座に番号を登録するよう義務付けすることについては慎重に検討されたい。

- 理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

銀行口座数は極めて膨大（約8億口）、かつ株主数も膨大な数（4700万人/社）にのぼる。顧客との接触機会に限られる等の理由から、全ての既存口座への番号登録は現実的ではない。

特に、株主名簿管理人は株券電子化の際に証券会社等に口座開設をしなかった株主の口座管理を行っている（特別口座管理）。多数存在する特別口座株主から番号を収集するのは容易ではなく、実質的に連絡がとれていない株主（いわゆる所在不明株主）が多く存在するため、すべての株主に付番することは不可能に近い。

「社会保障・税番号大綱」に関する意見

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

第3-Ⅲ-1. (28頁)

「具体的には、国民は基礎年金番号又は・・・を用いる手続において、当該番号に代えて「番号」を用いることができることとし、・・・厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、・・・又は適用事業所は、上記手続に係る事務において、「番号」を用いることができることとする。」と記載されている箇所について。

●意見内容

厚生年金基金、企業年金基金又は適用事業所（以下、「企業年金基金等」）は、給付事務等の年金業務に関する事務において、「番号」を用いることができる旨記載されているが、当該年金業務に係る事務の委託を受けている信託銀行等の金融機関等が「番号」を用いることができるのかという点や、当該金融機関等は情報連携基盤を通じて、他の情報保有機関の保有する情報の提供を求めることができるのかという点については、明確に示されていないと考える。

これらの点について、委託を受けている金融機関等は、企業年金基金等と同様に番号制度を活用できる旨、明確化していただきたい。

また、委託を受けている金融機関等において、基礎年金番号と当該番号の二重管理をしないで済むように配慮頂きたい。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

確定給付企業年金や厚生年金基金では、給付の支給や掛金の計算に関する業務その他の業務を信託銀行等の金融機関等に委託することができることとされている（確定給付企業年金法第93条、厚生年金保険法第130条第5項）。

金融機関等が業務委託を受けている企業年金制度において、受給者への給付支払等について支障が生じることのないよう、配慮いただきたい。

「社会保障・税番号大綱」に関する意見

- 該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

第3-V-1（1）（35頁）

「・・・法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者（「番号」に係る個人情報を取り扱う委託を受けた者（再委託、再々委託等の場合を含む。以下同じ。）を含む）又は・・・その他法令の規定に基づいて書面に第三者の「番号」の記載を求められる者は、「番号」の告知を受ける際、本人確認を行うとともに、「番号」の真正性を確保する措置を講じるよう努めなければならない。」と記載されている箇所について。

- 意見内容

企業年金制度において、給付事務等の委託を受けている金融機関等が加入者や受給者の「番号」を管理することとなった場合、当該「番号」については年金基金や事業主経由で入手することになると考えられる。この場合、本人確認の義務が課せられるのは、個人から直接「番号」の告知を受ける年金基金や事業主であり、年金基金や事業主から「番号」を入手する金融機関等には、本人確認の義務はない旨、明確化していただきたい。

- 理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

35頁の脚注22において、本人確認を行う事業者の例示として「現時点では、金融機関又は源泉徴収義務者・特別徴収義務者等たる事業者等が考えられる。」と記載されている。企業年金制度の給付事務の委託を受けている金融機関等は、加入者・受給者への年金・一時金給付を行う際に源泉徴収を行っていることから、この脚注22を踏まえると本人確認の義務があるようにも読取れる。しかし、給付事務の委託を受けている金融機関等は、事業主又は年金基金経由でしか「番号」を入手できないと考えられるため、当該金融機関等には本人確認の義務がない旨、明確化を求めるもの。